○国土交通省令第四十九号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和三年法律第三十三号）の施行に伴い、国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十六条の二の二第一項の者） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十六条の二の二第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一～十一　（略） （法第十六条の二の二第四項の一般旅客自動車運送事業者） **第二条**　法第十六条の二の二第四項の国土交通省令で定める一般旅客自動車運送事業者は、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（同条第一項に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業をいう。以下同じ。）に係る自家用有償観光旅客等運送（同条第一項に規定する自家用有償観光旅客等運送をいう。以下同じ。）がその区域内において行われることとなる市町村の区域内に路線を有する一般旅客自動車運送事業者又は営業所を有する一般旅客自動車運送事業者その他の現に当該市町村の区域内において営業していると認められる一般旅客自動車運送事業者とする。 （自家用有償旅客運送の種別） **第三条**　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の規定にかかわらず、自家用有償観光旅客等運送とする。 （申請書の記載事項） **第四条**　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、道路運送法施行規則第五十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一　法第十六条の二の二第二項の規定により同法第八条第一項に規定する区域計画（以下単に「区域計画」という。）に定められた路線又は運送の区域 二～四　（略） （申請書に添付する書類） **第五条**　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類 四～十一　（略）	（法第十六条の二第一項の者） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十六条の二第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一～十一　（略） （法第十六条の二第四項の一般旅客自動車運送事業者） **第二条**　法第十六条の二第四項の国土交通省令で定める一般旅客自動車運送事業者は、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（法第十六条の二第一項に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業をいう。以下同じ。）に係る自家用有償観光旅客等運送（法第十六条の二第一項に規定する自家用有償観光旅客等運送をいう。以下同じ。）がその区域内において行われることとなる市町村の区域内に路線を有する一般旅客自動車運送事業者又は営業所を有する一般旅客自動車運送事業者その他の現に当該市町村の区域内において営業していると認められる一般旅客自動車運送事業者とする。 （自家用有償旅客運送の種別） **第三条**　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の規定にかかわらず、自家用有償観光旅客等運送とする。 （申請書の記載事項） **第四条**　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、道路運送法施行規則第五十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一　法第十六条の二第二項の規定により同法第八条第一項に規定する区域計画（以下単に「区域計画」という。）に定められた路線又は運送の区域 二～四　（略） （申請書に添付する書類） **第五条**　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類 四～十一　（略）